

報告第1号

合併協定調印式以降の経過について

合併協定調印式以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成17年 3月 29日 提出

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一

檜山北部3町合併協定調印式以降の経過

年 月 日	経 過 内 容
平成16年12月7日	○合併協定調印式 場所 北檜山町健康センター 午後3時
平成16年12月21日	○大成町議会廃置分合関連5議案議決 ※5議案とも10対1で採決 ○瀬棚町議会廃置分合関連5議案議決 ※廃置分合議案・合併特例区設置等に関する規約の協議については、7対4で採決 ※財産処分及び議会議員の定数に関する協議については、9対2で採決 ※議会議員等の在任特例に関する協議については、8対3で採決 ○北檜山町議会廃置分合関連5議案議決 ※5議案とも12対1で採決
平成17年 1月17日	○3町の廃置分合について道知事へ申請 檜山支庁長室 ・ 3町長持参提出
平成17年 1月19日	○合併特例法第9条の4の規定に基づく一部事務組合等に対する通知を3町長連名で行う
平成17年 3月24日	○廃置分合に係る道議会議決 ○郡の区域決定に関する道議会議決

○合併に関する協議書の締結

締結した協議書	協議書締結日
久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書	平成16年12月22日 締結
久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書	平成16年12月22日 締結
久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町の廃置分合に伴う議会議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の在任に関する協議書	平成16年12月22日 締結
久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町の廃置分合に伴う合併特例区設置等に関する規約の協議書	平成16年12月22日 締結

大成町・瀬棚町・北檜山町の合併準備スケジュール案

	平成16年度		平成17年度									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
合併協議会		3月29日 第12回 ・調印式以降の経過報告 ・協議会解散協議 ・16年度補正予算・新年度予算等		5月27日 第13回 ・総務大臣告示報告 ・事務組織、機構報告 ・事務事業調整報告		7月15日 第14回 ・職務執行者等報告 ・特別職報酬等報告	8月19日 第15回 ・会計決算処理 ・協議会の廃止	9月1日 新町スタート				
議会		・戸籍事務処理委託に関する規約議決			・合併協議会解散議決 ・一部事務組合脱退等議決 ・広域連合脱退議決 ・暫定合併特例区長の選任議決 ・土地開発公社の定款変更議決		・専決処分関係の事前説明 ・臨時会の開催	・9月中旬・新町臨時会 ・専決処分案件報告・承認				
議長会	議長・町長会議		議長会	議長会 議長・町長会議	議長会 議長・町長会議							・定例議会
町長会	・町長会	・町長会	・町長会	・町長会	・町長会	・町長会	・町長会	・町長会				
助役会	・助役会	・助役会	・助役会	・助役会	・助役会	・助役会	・助役会	・助役会				
教育長会			・教育長会	・教育長会	・教育長会							
行財政専門部会	・合併協定項目の未調整事項 ・例規原案作成作業 ・電算システム統合準備 ・組織機構原案	・公共的団体の総合調整	町長選挙準備体制 ・職員給与等の調整 ・付属機関の設置準備 ・暫定選管委員互選準備 ・その他非常勤特別職の委嘱準備 ・暫定予算の編成準備 ・町有財産の整理 ・庁舎等案内板変更検討	・町長職務執行者の選任準備 ・収入役職務代理者の選任準備 ・暫定合併特例区長の選任 ・旧町決算準備 ・事務の引継ぎ・閉、開庁式準備	未調整部分の確定	・庁舎・議場改修等 ・移転準備 ・人事配置内示 ・仮例規納品 ・専決処分例規確定 ・17年度旧町決算見込作成 ・旧町出納閉鎖	・合併に伴う届出等 ・旧町出納整理期間	・新町長選挙(合併後50日以内) ・合併記念式典 ・新町予算等議決				
保健福祉専門部会	・合併協定項目の未調整 ・例規原案作成作業 ・電算システム作業 ・介護保険事務準備	・公共的団体の総合調整 国保・老健等の受給者証準備			・未調整(最終確定)	・専決処分例規確定	・合併に伴う届出等					
産業建設専門部会	・合併協定項目の未調整 ・例規原案作成 ・電算システム整備	・公共的団体の総合調整	・交通標識・案内板変更検討		・未調整(最終確定)	・専決処分例規確定						
教育専門部会	・合併協定項目の未調整 ・例規原案作成 ・電算システム整備	・公共的団体の総合調整	・姉妹都市調整		・未調整(最終確定)	・専決処分例規確定						
事務局	・幹事会・町長会議 ・各専門部会等との連絡調整 ・合併準備作業の全体進捗管理 ・助役会	・幹事会・町長会議 ・合併協議会開催 ・助役会 ・町長会	・協議会だより発行 ・助役会 ・町長会	・幹事会・町長会議 ・合併協議会 ・助役会 ・議長会・町長会	・助役会 ・町長会 ・協議会だより発行	・幹事会・町長会議 ・合併協議会	・助役会 ・町長会 ・協議会だより発行					

報告第 2 号

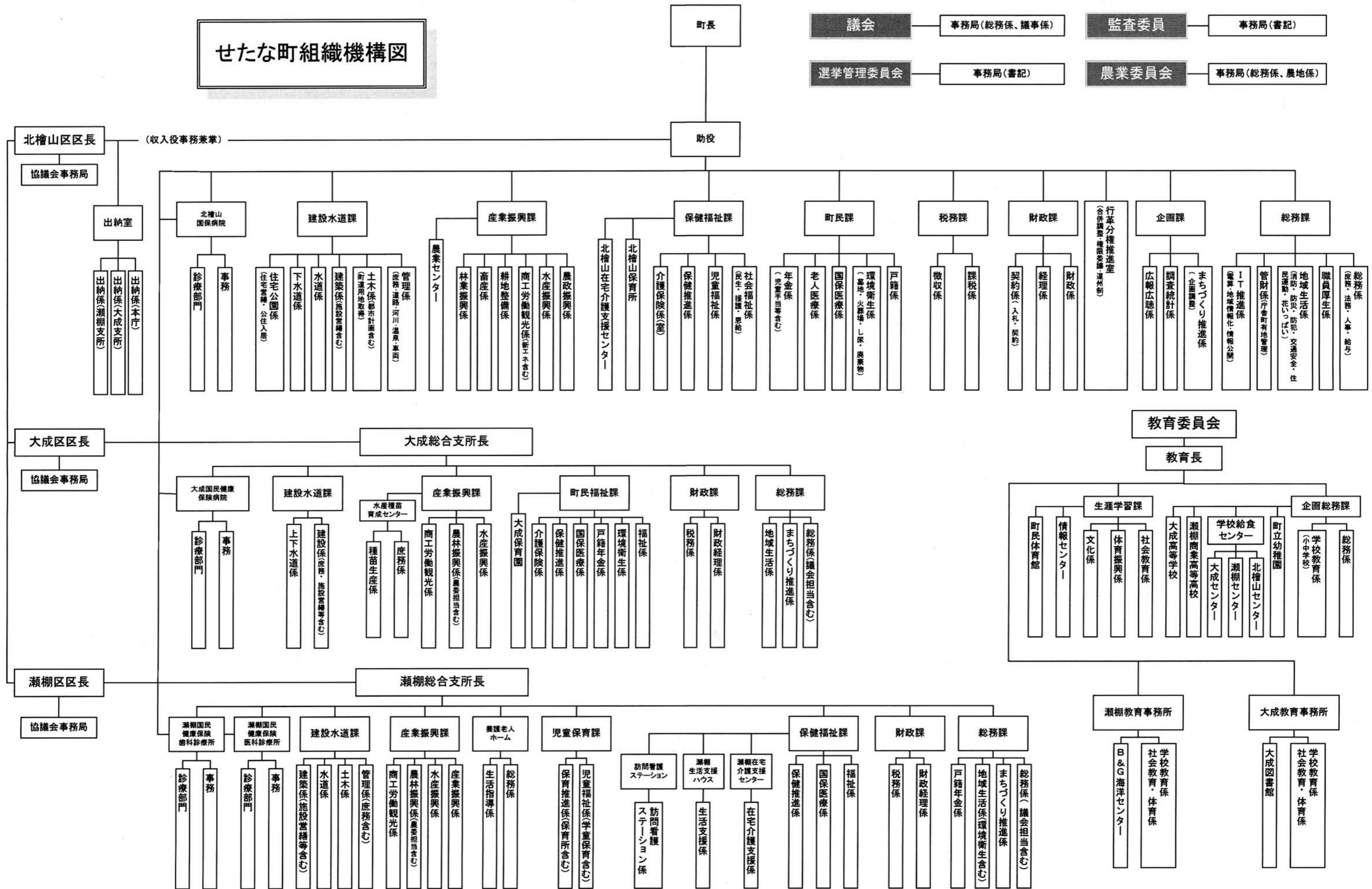
新町の組織及び機構について

新町の組織及び機構について、別紙のとおり報告する。

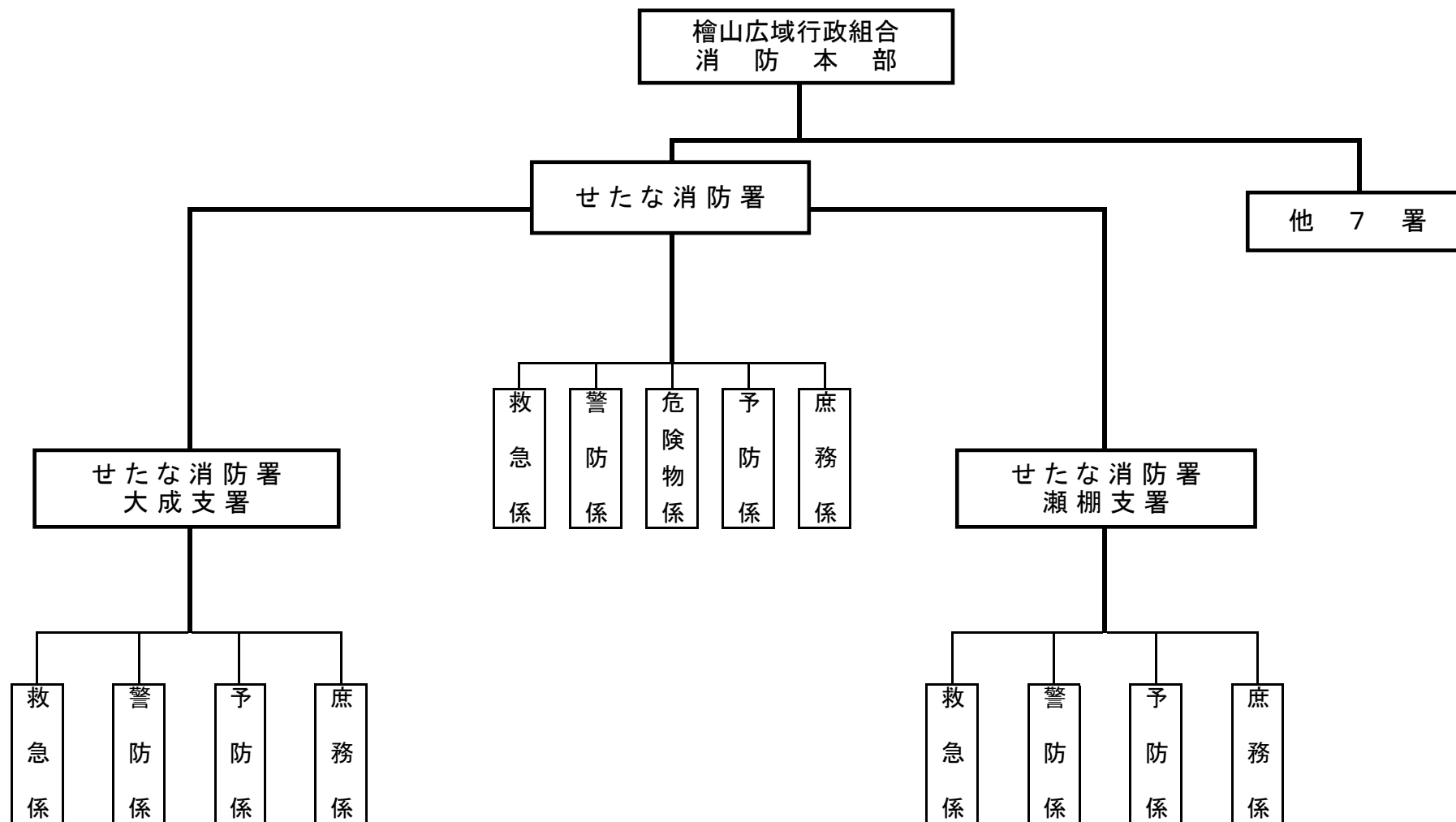
平成 17 年 3 月 29 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会
会 長 内 田 東 一

せたな町組織機構図



新町消防署・支署組織図及び名称



組織及び名称

檜山広域行政組合	せたな消防署	(旧 北檜山消防署)
檜山広域行政組合	せたな消防署 大成支署	(旧 大成消防署)
檜山広域行政組合	せたな消防署 瀬棚支署	(旧 瀬棚消防署)

報告第3号

町章図案の選定について

町章図案の選定方法について、別紙のとおり報告する。

平成17年 3月 29日 提出

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東 一

町章選定スケジュール

時期作業スケジュール

平成17年4月

図案選定委員会の設置、募集方法等決定
町章募集応募用紙、募集広報準備、マスコミ等への報道依頼

5・6月

公募開始・公募期間
平成17年5月2日から平成17年6月17日までの46日間

7・8月

応募作品の整理、集計
ホームページ等で応募総数等の報告
委員会の開催（随時）
町章候補作品の絞込み（10点以内）
候補作品の確認作業（他市町村章等類似確認作業）

9月

新町において設置する町章選定委員会で上記選定作品10点の中から採用作品1点、優秀作品2点、佳作2点を決定する。

10月

町章図案の発表
町章デザインの調整
町章の告示
新町印刷物の準備、町旗・パネル等の作成
広報誌等による住民広報

11月

合併記念式典 町章図案採用者等への賞品授与

「せたな町」町章図案選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町が合併して、平成17年9月1日に誕生する「せたな町」の町章を募集して、「せたな町」のまちづくりの基本理念である「豊かで美しい自然、人と人のふれあいを大切にするまちをめざして」に相応しい町章を制定することを目的として「せたな町」町章図案選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会が選定する町章候補作品は、次のとおりとする。

- (1) 「豊かで美しい自然、人と人のふれあいを大切にするまち」に相応しい町章図案であること。
- (2) 町旗、バッジ、封筒等にも使用できる図案であること。
- (3) 用紙の地色を含めて4色以内とする。なお、グラデーションは不可とする。
- (4) 自作の未発表作品であること。
- (5) 町章の募集方法等については、別途委員会で定めるものとし、募集した作品の中から、採用候補作品10点以内を選定する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 檜山北部3町の議会が推薦する者各1名
- (2) 各町長が推薦する者各2名
- (3) デザインの知識を有する者1名 計10名

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決す

るところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、檜山北部3町合併準備事務局において処理する。

(報酬等)

第7条 委員が委員会に出席した場合は、報酬及び費用弁償を支給する。

2 委員の報酬及び費用弁償については、檜山北部3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程に基づき支給する。

3 委員の報酬及び費用弁償は檜山北部3町合併協議会で負担する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

協議書作成

「せたな町」町章図案選定委員会設置に関する協議書

平成17年9月1日から久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町を廃し、その区域をもってせたな町を設置することに伴う「せたな町」町章図案選定委員会の設置について、別紙のとおり要綱を定めるものとする。

平成17年3月28日

大成町長 花 田 千賀志

瀬棚町長 平 田 泰 雄

北檜山町長 内 田 東 一

議案第1号

平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算について

平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,394千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,842千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年3月29日提出

檜山北部3町合併協議会
会長 内田 東一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金	1 負担金	20,053	0	20,053
2 補助金	1 補助金	16,005	△ 1,405	14,600
3 諸収入	1 諸収入	178	11	189
歳入合計		36,236	△ 1,394	34,842

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	1 総務管理費	4,435	61	4,496
2 事業費	1 事業推進費	31,701	△ 1,455	30,246
3 予備費	1 予備費	100	0	100
歳出合計		36,236	△ 1,394	34,842

平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算事項別明細書

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	摘 要
1 負担金				20,053	0	20,053	
	1 負担金			20,053	0	20,053	
		1 負担金		20,053	0	20,053	
2 補助金				16,005	△ 1,405	14,600	
	1 補助金			16,005	△ 1,405	14,600	
		1 補助金		16,005	△ 1,405	14,600	
			1 道補助金	16,005	△ 1,405	14,600	01 地域政策補助金 △ 1,405
3 諸収入				178	11	189	
	1 諸収入			178	11	189	
		1 諸収入		178	11	189	
			1 雑入	178	11	189	02 預金利子等 11
合 計				36,236	△ 1,394	34,842	

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	摘	要
1	総務費			4,435	61	4,496		
	1	総務管理費		4,435	61	4,496		
		1	事務局費	4,435	61	4,496		
			4 共済費	173	31	204	社会保険料	臨時職員分 31
			11 需用費	130	30	160	消耗品費	30
2	事業費			31,701	△ 1,455	30,246		
	1	事業推進費		31,701	△ 1,455	30,246		
		1	会議費	5,790	△ 274	5,516		
			13 委託料	912	△ 85	827	委託料	会議録作成業務 △ 85
			14 使用料及び 賃借料	1,638	△ 189	1,449	使用料	録音機材レンタル料 △ 189
		2	調査研究費	22,191	△ 70	22,121		
			9 旅費	0	130	130	普通旅費	合併準備事務調査旅費 130
			13 委託料	18,909	△ 200	18,709	委託料	△ 200
							電算システム・ネットワークシ ステム統合実施計画策定業務	△ 200 #####
		3	広報広聴費	3,720	△ 1,111	2,609		
			11 需用費	100	△ 100	0	食糧費	△ 100
			12 役務費	220	△ 220	0	通信運搬費	△ 220
			13 委託料	3,400	△ 791	2,609	委託料	△ 791
							協議会だより作成業務	△ 247 #####
							ホームページ作成・管理業務	△ 44 (756)
							フォーラム関係	△ 500 (0)
3	予備費			100	0	100		
	1	予備費		100	0	100		
		1	予備費	100	0	100		
合 計				36,236	△ 1,394	34,842		

議案第 2 号

平成 1 7 年度檜山北部 3 町合併協議会予算について

平成 1 7 年度檜山北部 3 町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、それぞれ 7, 0 3 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 1 7 年 3 月 2 9 日提出

檜山北部 3 町合併協議会
会 長 内 田 東 一

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	計
1 負担金	1 負担金	6, 935
2 諸収入	1 諸収入	101
歳入合計		7, 036

歳 出 (単位：千円)

款	項	計
1 総務費	1 総務管理費	5, 078
2 事業費	1 事業推進費	1, 858
3 予備費	1 予備費	100
歳出合計		7, 036

平成17年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出予算事項別明細書

1. 歳入

(単位:千円)

科 目		本 年 度 予 算 額	節		説 明
款	項 目		区 分	金 額	
1 負担金		6,935			
1 負担金		6,935			
1 負担金		6,935	1 構成市町 村負担金	6,935	01 北檜山町負担金 2,998 02 瀬棚町負担金 1,982 03 大成町負担金 1,955
2 諸収入		101			
1 諸収入		101			
1 諸収入		101	1 雑入	101	01 繰越金 100 02 預金利子等 1
合 計		7,036			

2. 歳出

(単位:千円)

科 目		本 年 度 予 算 額	節		説 明
款 項	目		区 分	金 額	
1 総務費		5,078			
1 総務管理費		5,078			
1 事務局費		5,078	3 職員手当	189	通勤手当 89 時間外勤務手当 100
			4 共済費	121	社会保険料 臨時職員分 105 雇用保険料 臨時職員分 16
			7 賃金	885	賃金 臨時職員賃金 885
			9 旅費	160	普通旅費 160
			11 需用費	255	消耗品費 200 食糧費 35 燃料費 20
			12 役務費	15	通信運搬費 10 手数料 5
			14 使用料及 び賃借料	3,453	使用料 3,453 事務机等借上料 571 パソコン等借上料 1,181 コピー借上料 1,701
2 事業費		1,858			
1 事業推進費		1,858			
1 会議費		747	1 報酬	162	報酬 162 協議会委員 18人
			9 旅費	54	費用弁償 54 協議会委員費用弁償
			11 需用費	180	消耗品費 150 食糧費 30
			12 役務費	25	通信運搬費 25
			13 委託料	137	委託料 137 会議録作成業務
			14 使用料及 び賃借料	189	使用料 189 録音機材借上料
2 調査研究費		200	9 旅費	200	普通旅費 200 専門部会・分科会等旅費
3 広報広聴費		911	13 委託料	911	委託料 911 協議会だより作成業務 596 ホームページ作成業務 315
3 予備費		100			
1 予備費		100			
1 予備費		100	29 予備費	100	予備費 100
合 計		7,036			

議案第 3号

檜山北部3町合併協議会の解散について

檜山北部3町合併協議会の解散について、次のとおり提出する。

檜山北部3町合併協議会の解散

檜山北部3町合併協議会は、平成17年8月31日をもって解散するものとする。

協議会の収支については、協議会規約第18条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長及び副会長であった者がこれを決算するものとする。

平成17年 3月 29日提出

檜山北部3町合併協議会

会長 内 田 東 一